

令和3年度第1回

函館市環境審議会会議録

開催日時	令和3年11月26日（金） 10時00分～11時30分
開催場所	函館市環境部4階大会議室
議 題	(1) 2021（令和3）年度版函館市環境白書（案）について [公開] (2) その他 [公開]
出席委員	三浦汀介委員，笠井亮秀委員，三上修委員，小玉齊明委員，渡辺友子委員，池田誠委員，藤田英治委員，志田修委員，竹内正幸委員，佐藤均委員，佐藤俊司委員，西村洋子委員，山本正子委員，藤島斉委員，石塚康治委員，清藤千鶴子委員（計16名）
欠席委員	綿貫豊委員，若松裕之委員，平沢秀之委員，佐々木恵一委員，澤辺桃子委員，兼平史委員，佐藤孝弘委員，渡部保光委員，三好清光委員（計9名）
事務局の出席者の職氏名	環境部長 池田幸穂 環境部次長 佐藤賢一 環境総務課長 田中修一 環境対策課長 栗谷正尚 環境推進課長 小園敏弘 施設整備担当課長 西谷光一 環境総務課主査 福田誠 環境総務課主査 佐藤弘康 環境対策課主査 柳町琢也 環境総務課主任主事 佐々木隼 環境総務課主事 中村瀬奈
福田主査	皆様，本日はお忙しい中，ご出席をいただき，誠にありがとうございます。 定刻となりましたので，ただいまから函館市環境審議会を開催いたします。

	<p>私は、本日の進行を務めさせていただきます環境部環境総務課の福田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の審議会は委員定数 25 名のうち、出席が 16 名と、過半数に達しておりますので、函館市環境基本条例第 38 条第 3 項によりまして、本会議は成立していることを報告いたします。</p> <p>なお、本審議会の議事録につきましては、後日、市のホームページで公開しますので、ご了承願います。</p> <p>続きまして、人事異動によりまして、委員等の交代がございましたので、該当者のみご紹介させていただきます。</p> <p>【委員紹介】</p> <p>次に事務局で交代のあった者を紹介いたします。</p> <p>【事務局紹介】</p> <p>次に資料の確認をいたします。</p> <p>【配付資料の確認】</p> <p>それでは、規定によりまして議長は会長にお願いすることとなっておりますので、三浦会長、よろしくお願いいたします。</p>
三浦会長	<p>三浦でございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。審議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>最近の話題で皆様もよく耳にする言葉の一つにSDGsというものがあります。これは、2001年に策定されたミレニアム・サミットMDGsの後継として、2015年9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において記載された 2016 年から 2030 年までの国際的な計画だということは皆様ご存じだと思います。これを、日本では「持続可能な開発目標」と訳しているのですが、「目標」だと、「ゴール」ではなく「ターゲット」を意味することになってしまいます。17 類 169 項目で構成されているSDGs全体の3分の1が、「すべき」「すべての〇〇をなくす」という表現がされておりまして、絶対出来ないようなことが書いています。「ゴール」をこのように表現することは、国際社会では常識となっておりますが、日本ではこれを目標と捉えてしまいがちところが問題となっております。そもそも、「ゴール」は長期的な期間の概念であり、「ターゲット」は短期的で現実的</p>

	<p>な目標という意味で使われることが国際社会では常識のようです。したがって、SDGsでは、持続可能な世界を実現するための先に述べた「ゴール」、「ターゲット」を推進することで、地球上の誰一人として取り残さないということ誓っているものでございます。しかし、そのアプローチにおいては、地域差があるように思います。特に一神教のヨーロッパ世界では、「ゴール」とは到達することよりも、「ゴール」に向かう姿勢を常に持ち続けることに意味があると考えているようでございます。特にキリスト教なんかがそうです。そして、西欧人が「ゴール」と「目標」を使い分けるのに対して、多神教中心の東アジアにおいて、特に我々几帳面な日本人は「ゴール」と「ターゲット」をどちらも「目標」と表現してしまい、このことが誤解を招くように感じております。こうした観点から、SDGsの推進のための活動においても、俯瞰的な視点が大変重要になると認識しております。この会議を通じて、皆様とともに環境問題により深い理解を図っていきたいと考えております。</p> <p>さて、今回の議題でございますが、「令和3年度版函館市環境白書（案）」となっております。皆様の忌憚のないご意見をいただければと思っております。なお、本日の終了時刻は遅くても11時30分を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それではまず、令和3年度版函館市環境白書（案）について、事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
田中課長	<p>まず、説明に入らせていただく前に、全体的なお話をさせていただきますが、この環境白書は、本市の環境基本条例に基づき、毎年、市民に環境の状況、環境への負荷の状況および環境基本計画に基づき実施された施策を明らかにするため、公表しているものでございます。</p> <p>環境基本計画につきましては、令和2年3月に第3次となる計画を策定したところでございますが、今後、地域として、地球温暖化やプラスチック問題などを取り組んでいくためには、市民一人ひとりの行動が必要となりますので、市民や事業者の皆様には、環境に関心を持っていただくとともに、環境保全に対する理解を深め、環境に配慮した暮らしや事業活動につなげていってもらうことが、これまで以上に重要になってくるものと考え、計画につきましては、よりシンプルにしながらも、わかり</p>

	<p>やすく、親しみの持ってもらえるものといったことをコンセプトに作成したところがございます。</p> <p>このようなことから、環境白書につきましては、環境基本計画の年次報告書となっていることを踏まえ、今年度から、第3次計画に沿った構成とするとともに、先ほど申し上げました、計画策定時のコンセプトを踏襲し、見直しを行ったところがございます。</p> <p>それでは内容に入らせていただきます。</p> <p>(函館市環境白書(案)の内容説明)</p> <p>次に、事前意見に対する回答ですが、3名の委員からご意見がありましたので、順次、配布資料に基づき、説明します。</p> <p>(配付資料「2021(令和3)年度版函館市環境白書(案)への事前意見に対する回答」の記載内容読み上げ)</p> <p>なお、笠井委員からの②函館海域の環境基準についてのご意見につきましては、担当課長から説明させていただきます。</p>
<p>栗谷課長</p>	<p>笠井委員から、環境白書 28 ページ、(イ) 函館海域の環境基準未達成原因について「河川からの汚濁水の流入と植物プランクトンの影響によることが分かっていると記載されていますが、これは正確な表現ではないと思います。環境項目上昇の原因としてこのような要因が挙げられるかもしれませんが、未達成の原因はほかにもあります。特に近年、A類型(I類型)海域のCODや全リンが高めで推移している傾向にありますが、今の状況と調査が行われたころの状況は異なっている可能性があります。」というご意見をいただいております。</p> <p>お手元の「令和3年度環境審議会説明資料」に基づき、ご説明いたします。環境基準未達成原因の記載につきましては、平成に入りCODが環境基準を超える状況が続いたため、北海道が平成10年から2年間かけて、その原因を調査しています。その結果「環境基準超過原因は、春季は河川からの汚濁負荷及び夏季の生物生産によるCOD上昇であると考えられる。」としていることから、環境白書に記載したものでございます。</p> <p>次に「特に、近年A類型のCOD、I類型の全リンが高めで推移している傾向にある。」ということにつきましては、資料2枚目のグラフをご覧ください。上から順に、COD、全リン、全窒素、クロロフィル-aとな</p>

っております。経年変化を見ていくと、近年は COD と全リンの上昇傾向が顕著に表れています。

次に「今の状況と調査が行われたころの状況は異なっている可能性がある。」ということにつきましては、北海道が調査を行った平成 10 年当時と、現在の社会状況を比較したものが、「3 人口・下水道普及率」になります。函館市、北斗市、七飯町の人口は、平成 10 年は約 360,000 人、令和 2 年は約 323,000 人と調査時に比べ減少しております。また、流域下水道対象地域の下水道普及率は、平成 10 年は 44.2%、令和 2 年は 91.5%と下水道は大幅に普及しております。一般的に下水道が普及すると、生活排水や工場排水が下水道で処理されるため、河川への汚濁負荷が減少することになります。平成 10 年当時の北海道の調査結果では、函館湾への流入河川からの汚濁負荷量のうち、久根別川と大野川によるものが 7 割程度を占めているということでしたので、当時と現在の両河川の汚濁負荷量を比較したものが、「4 函館湾への汚濁負荷量の多い 2 河川の各項目濃度」になります。結論から申し上げますと、下水道普及率が上昇しているにもかかわらず、COD、全リン、全窒素ともに大きな変化は見取れません。両河川ともに、濃度範囲の最高値は下がっていますが、中央値の変化はあまり無いように見取れます。

河川からの汚濁負荷量が平成 10 年当時と大きく変わっていないのに、近年 COD や全リンが高濃度で検出されるのは、河川や植物プランクトンの影響だけではなく、他の要因があるのではないかと考えました。このため、笠井委員にご相談したところ、日本海から津軽海峡を經由して函館湾に流れ込んできている海水自体の COD が高くなっているのではないかとご指摘を受けました。これを確認するため、笠井委員からアドバイスをいただき、今年度から、ST-1 と ST-7 で、河川の影響を受けにくい下層の海水の調査を始めました。ST-1 は表層から 30m、ST-7 は表層から 10m 下層の海水をそれぞれ採取し COD の調査を行っております。その速報値が、「5 ST-1,7 での COD 測定」になります。また、植物プランクトン由来の COD や全リンの上昇であれば、全窒素も同じような挙動を示すと考えていますがそのようにもなっていませんし、クロロフィル-a の挙動も一致しません。

	<p>最近の函館湾を取り巻く状況の変化としては、海水温の上昇があります。気象庁のホームページに今年8月発表記事として、日本海、北海道南東方で記録的に海面水温が高くなったと掲載されていました。</p> <p>ご説明したとおり、函館湾の近年のCODや全リンの上昇については、河川からの汚濁物質の流入や植物プランクトンの影響だけでは説明が難しいと考えます。</p> <p>ただいま、ご説明した内容を市の見解として環境白書に記載することは、検証不足のためまだできませんが、河川からの汚濁水の流入や植物プランクトンの影響だけが環境基準未達成の原因として受け取られる記載については改めたいと思います。</p> <p>今後におきましても、ST-1とST-7の測定を続けデータの蓄積に努めてまいります。</p>
三浦会長	<p>ただいま、事務局から令和3年度版函館市環境白書（案）と事前意見に対する回答の説明がございましたが、ご質問、ご意見等があれば、挙手の上、ご発言をお願いいたします。</p>
三上委員	<p>山本委員のご質問の空家のところですが、私もよく分からなくて、管理不全な空家という言葉がありますが、不動産業者が管理しているのは空家ではないという定義なのでしょうか。</p>
田中課長	<p>ここで表示している空家については、適正に管理されている空家に関しては、1,300棟には入っていません。例えば、外壁のモルタルが落ちているとか、屋根が剥がれているなど、きちんと管理されていない状況の空家のことを言っています。</p>
三上委員	<p>承知しました。しかし、市民の方は空家と言われれば、そのような判断をすぐ出来ないと思いますので、説明いただいたようなことをきちんと書いておいた方が良いでしょう。</p> <p>それと、確かに管理されていない空家も問題ですが、管理されていても空家になっていることが、函館市としては、これから大きな問題になってくるので、その部分を別の数字で表すと全体が分かるようになると思います。ご検討ください。</p> <p>次に、第2編の1ページ、ハイドロフルオロカーボンだけ、基準年比が以上に高くなっていますが、理由は何でしょうか。</p>

佐藤主査	<p>もともとオゾン層を破壊するフロンが使用されていましたが、国際的な規制により製造が禁止され、オゾン層を破壊しない代替フロンが世界的に使用されるようになり、ハイドロフルオロカーボンは、その代替フロンの一つとして普及してきました。</p> <p>代替フロンはオゾン層を破壊しないので、世界的に普及したのですが、温室効果が非常に高いガスであることから、函館市においてもハイドロフルオロカーボンの温室効果ガスの排出量の基準年比が極端に高くなっています。</p> <p>なお、代替フロンは温室効果が非常に高いガスであることから、今後、国際的な規制が強化されていくこととなっています。</p>
三上委員	<p>承知しました。そのことをどこかに書いた方が、市民の方は安心されると思いますし、意識も高まると思います。</p> <p>次に第2編の11ページ、表の3-14で一般廃棄物が令和2年度実績で減っていますが、13ページ、表の3-16の一般廃棄物の焼却ではCO₂が増えています。廃棄物は減ったのですが、CO₂の排出量が増えているのは、なぜなのでしょう。すぐ分からないようであれば、後でお知らせください。</p> <p>次に第2編の10ページに戻りますが、表の3-12で行動評価をしています。チェックシートによる採点ということですが、非常に良い評価となっていて、これ自体は素晴らしいことだと思います。一方で、資源ごみの割合やグリーン購入については、目標値を達成していない状況にあります。つまり、自分たちはやっていると思っているが、目標値に達していない状況になっています。恐らく初期の頃はマッチしていたと思いますが、現状、マッチしなくなっていると思います。職員の方のマインドに係わってくると思いますので、自分たちはやっているが、目標に達していないということを、上手く伝えることや意識を高めることをしてはどうかと思いました。</p>
三浦会長	ご意見を参考に、事務局で検討してください。
藤島委員	<p>いずれも検討して欲しいということになりますが、3点あります。</p> <p>いろいろな方と会う機会があるのですが、今回、審議会に参加すると言ったときに、是非、ダイジェスト版のような白書を作っていただけない</p>

いかという意見がありました。何かそういうものがあると私もいいのかなと思っていました。

2点目ですが17ページに、レッドリストの話がでてくるのですが、函館市のレッドデータというものはあるのでしょうか。なければ、そういうものを作っただけだと非常に良いと思います。開発をするといった話になった場合に、どうしても北海道や国が基準になってしまって、地域個体群が無視はされないですけど軽んじられてしまうようなことがあります。地域的には特徴のあるものが生息・生育している中で、国のレッドリストにないからと言い訳にされたくないの、そういうことを防ぐためにも、何かしら目安として作っただけのご検討いただければと思います。

3点目ですが、空家の話に繋がってくると思いますが、32・33ページで悪臭や光害や音などの対策をされているということですか、基本的に苦情があってから動くという形になっていると思います。それは非常にありがたいのですが、市民目線からいくと、忍びないなというのがあります。隣がうるさいとか、眩しいとか、空き地の草をなんとかしてくれとか、言えいいのですが、言えない近所付き合いがあります。しかし、いきなり市の方に言って、市から苦情があったのでと対応されると、それはそれで軋轢が生じることになります。例えば、知らない間に迷惑をかけていませんかなどと啓発するようなポスターやチラシ、ステッカーなどがあると、町会レベルでポストに投函も出来ます。また、特に西部地区は空家の問題もあり、活用しようという動きも活発で、いろいろなお店も出来ております。一方で、夏場は特にですが、今までにないような時間帯で料理をされて、においが入り込んだり、お店が出来て賑わうのは良いのですが、路上駐車が多くなるといったこともありますので、そのようなことにも気をつけましょうといったガイダンスなど、そういうところまで、気をつかっていただけると良いのかなと思います。市の方に対応していただく前に、前段階で何かやれることはないかご検討いただければと思います。

田中課長

今回の白書から、なるべく市民の方に分かりやすくということで、見直しをした経緯がございます。昨年までのものは、ボリュームもあり、

	<p>なかなか理解しづらい部分もあったのではないかとということで、ダイジェスト版というお話になったと思いますが、極力、分かりやすく情報提供していきたいと思います。</p> <p>函館市版のレッドリストについては、本格的な調査となりますと、なかなか難しいところもありますので、引き続き情報収集に努めてまいりたいと思います。</p> <p>空家については、関係団体も含めて、様々な啓発はしていると思いますが、今回のお話も担当部局に伝えて、できる限りの対応をさせていただきたいと思います。</p>
三浦会長	<p>数年前からみると、今年の白書は見やすくなっていると思います。市民の方が手にしたときに、理解しやすいものにすることは、今年だけではなく、毎年の課題だと思います。</p> <p>また、皆さん専門家の方が多いので、ご協力を仰ぎながら、新しいものにしていくことは、非常に良いことだと思います。先ほどの笠井委員のご意見に対する原因の究明もありましたが、新しいことに触れると、委員の皆さんもここに参加することに少しは興味を持てるのではないのでしょうか。この会を運営していくうえで重要な要素ですので、出来るだけ白書に関連して、委員の皆さんのご協力いただきながら、進めていくのが重要だと思っていますので、よろしくお願いします。</p>
佐藤主査	<p>先ほどの三上委員からの第2編 11 ページ・13 ページに関連したご意見ですが、ごみの排出量に関しては、市役所の事務事業の中で発生した各施設で排出された量となりますが、CO₂排出量に関しては、函館市全体のごみの焼却に係る排出量を計上しております。それぞれの表で基になっているごみの量が異なっておりますので、比較は出来なくなっております。</p>
三浦会長	<p>その辺を丁寧に表記してくだされば、三上委員の疑問はなかったと思います。</p>
佐藤主査	<p>表記の仕方については検討したいと思います。</p>
三浦会長	<p>ほかに、ご意見などがなければ、「函館市環境白書(案)」についての審議を終了したいと思います。</p> <p>ただいま出されました意見に関しましては、十分ご配慮いただき、最</p>

	<p>終版の作成の中で、調整をお願いします。</p> <p>完成はいつ頃になりますでしょうか。</p>
田中課長	<p>皆様から頂戴いたしましたご意見等を基に必要な修正をいたしまして、12月中には市のホームページで公表したいと考えております。</p> <p>なお、皆様には印刷したものをお送りいたしますので、よろしく願いいいたします。</p>
三浦会長	<p>白書は12月中の公表ということです。</p> <p>それでは次に、「その他」に移りますが、何かございますか。</p>
田中課長	<p>事務局から2点ほどございます。まず1点目ですが、「大気汚染防止法施行令等改正に伴う函館市公害防止条例施行規則の改正について」というA4、1枚ものの資料を配布させていただいております。</p> <p>詳細については、担当課長から説明させていただきます。</p>
栗谷課長	<p>(配付資料「大気汚染防止法施行令等改正に伴う函館市公害防止条例施行規則の改正について」の内容説明)</p>
三浦会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、国の法律の改正に伴い、市の規則も同様に改正する予定であるということでしたが、何か確認したい点はございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>では引き続き、事務局からお願いします。</p>
田中課長	<p>次に2点目でございますが、新たな「函館市地球温暖化対策実行計画」の策定にかかる状況につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>この計画につきましては、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画として、平成23年に策定したものです。昨年度で計画期間を終えたことから、今年度中を目途に、新たな計画の策定を進めていたところでございます。</p> <p>しかし、昨年10月に、国の方で「2050年カーボンニュートラル」を宣言以降、本年5月には、地球温暖化対策推進法が改正され、「2050年脱炭素社会の実現」が明記されたこと、また、国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画が10月にも改定されるなど、大きな動きがあったところがございます。</p>

	<p>この温対法の改正により、計画を策定するうえで、新たに盛り込まなければならない事項などが追加されたところですが、まだ詳細が見えていないほか、国が示す策定マニュアルも、出来ていない状況でございます。</p> <p>また、計画策定にあたりましては、国や北海道の計画との整合性を図る必要がありますが、北海道におきましても、国の計画の改定を踏まえた計画改定の動きもありますことから、新たな計画を今年度中に策定することは、難しいものと考えており、現在、策定スケジュールの見直しを行っているところでございます。</p> <p>こうした状況から、今年度を予定しておりました、審議会における計画案の審議につきましては、来年度に変更させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
三浦会長	<p>今年度予定していた新たな地球温暖化対策実行計画の審議は来年度に変更するということですが、何かございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>他になければ、これで予定しました議事をすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。</p>
福田主査	<p>以上で 審議会を閉会いたします。</p>